

2022 年 8 月 5 日

関東ラグビーフットボール協会

理事長 大原 俊一 様

関西ラグビーフットボール協会

理事長 松原 忠利 様

九州ラグビーフットボール協会

理事長 御領園 昭彦 様

(公財)日本ラグビーフットボール協会

専務理事 岩渕 健輔

安全対策委員長 齋藤 守弘

「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰についての改訂(通達)

【安全対策】

平素は日本ラグビーの普及発展に多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。
平成 28 年(2016 年)7 月 27 日付けで、「脳損傷、硬膜下血腫受傷時の取り扱いに関する通達」として、以下の通達を発出しております。

「脳損傷や硬膜下血腫を生じた時には、原則として、競技・練習に復帰すべきではない。但し、19 歳未満の選手に関しては、理由の如何にかかわらず競技・練習に復帰することを禁止する。」

<https://www.rugby-japan.jp/news/2016/07/27/24833>

脳損傷や硬膜下血腫等の器質的脳外傷の症状は個人差があり、全面的に競技復帰不可となるのはプレーをする権利の観点から見直しが必要ということで、日本協会安全対策委員会で検討をした結果、以下のように通達を改訂することとします。

「脳損傷や硬膜下血腫を生じた際は、原則として、競技・練習に復帰すべきでない。ただし、競技復帰を希望する者に対しては、頭部外傷に関する専門性を有した医師の判断により復帰の機会を設ける。

競技復帰希望者は、受傷 6 ヶ月以降、所定の書式を用いた報告(意思確認書)を都道府県協会から支部協会を通じて日本協会安全対策委員会に提出する。」

今回の通達改訂は 2022 年 8 月 6 日より施行することとしますが、競技復帰には、以下の対応を求めることとします。(書式提出詳細については、添付資料を参照)

1. 復帰に際して『競技復帰の意思確認書』と担当医師の「同意書」の提出
2. 復帰後も担当医師による定期的な経過観察を受け、十分な話し合いを行うこと。

選手の安全を最優先に確保することが最重要事項であることを認識し、当通達改訂が有効に活用されるようお願いいたします。

なお、当通達についての問い合わせは、日本協会安全対策委員会委員長の齋藤までお願いいたします。(連絡先 m.saito@rugby-japan.or.jp)

■通達対象：都道府県協会、都道府県協会安全対策委員長、加盟チーム

■文書作成・問い合わせ先：日本ラグビーフットボール協会 安全対策委員会、テクニカルサービス部門

以上

添付資料 「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰 に関する資料一式

- ・ 「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の意思確認書・同意書について
- ・ (書式)「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の意思確認書_チーム責任者宛(本人)
- ・ (書式)「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の意思確認書_協会宛(本人)
- ・ (書式)「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の同意書_協会宛(担当医師)
- ・ 「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の同意書について(担当医師向け説明)
- ・ 「脳損傷、硬膜下血腫受傷時の取り扱いに関する通達」改訂の経緯
- ・ 脳損傷復帰後の現況報告書
- ・ 脳損傷復帰日通知書